

尼崎市議会
政務活動費の制度検証等
特別委員会
検証結果報告書（概要版）

令和6年5月28日

尼崎市議会政務活動費の制度検証等特別委員会

1 特別委員会設置の経緯

- 令和4年6月、元日本維新の会所属 光本圭佑議員による政務活動費の不可解な入出金及び有印私文書の偽造・変造が発覚
- こうした状況を踏まえ、市民の皆様からの信頼を回復すべく、事象が起こった原因の分析、各種規定の検証、必要に応じて見直しを行うために特別委員会を設置
- 今後同様の事象が二度と起こらないよう、会派内等の内部統制を十分に発揮できる仕組みづくりなどの制度の見直し

2 特別委員会の設置

(1) 特別委員会設置の趣旨

政務活動費に係る各種規定の検証、必要に応じた見直し等に関することを協議する。

(2) 特別委員会の体制等

ア 設置方法：尼崎市議会会議規則第127条第2項に基づく協議又は調整を行うための場として、議決により設置

イ 設置日：令和4年6月28日

ウ 委員構成：議会運営委員会の例により交渉団体から選出
(所属議員4人につき1人)

非交渉団体に属する議員も委員外議員として出席

3 検証作業

制度の検証に当たり、日本維新の会が調査を行った各事象（1～6）の報告を基に、まず事象が起こった原因の分析、次に制度上の課題・問題点の洗い出しを行い、最後に制度の見直しについて協議を行った。



※事象5・6については、その内容が事象1から4に包含されていることから事象ごとの課題・問題点の抽出は行わなかった。

4 事象の概要（事象1・2）

事象		概要
事象1	A社とのパソコンの売買契約	<p>令和3年6月29日に、光本圭佑議員（当時、日本維新の会幹事長）からの指示に基づき、会派等雇用職員がパソコンの購入代金として現金で75万円を出金し、同議員に手渡し。</p> <p>その後、パソコンの購入に至らず、令和4年3月23日に同議員から現金で75万円が返金。</p>
事象2	家電量販店でのパソコン購入	<p>令和3年8月22日に光本圭佑議員がパソコン等を76万330円で購入。その際、会計（レシート）を2つに分け、納品場所を、パソコン5台等（52万1,470円）は会派控え室に、パソコン1台とWi-Fiルーター5台等（23万8,860円）は自宅にそれぞれ指定。</p> <p>その後同年9月24日に、同議員は領収書と納品書を会派等雇用職員に提出し、現金で76万330円を受領。</p> <p>なお、提出された納品書の内容と家電量販店発行のお買い上げメモの内容は相違。</p> <p>領収書について、支払いはクレジットカードであったが、デビットカードで支払ったとしてデビットカードにも〇が付記。</p>

4 事象の概要（事象3・4）

事 象		概 要
事象3	K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約	<p>令和3年11月2日に、光本圭佑議員からの指示に基づき、会派等雇用職員が会派広報紙の印刷費用とポスティング費用として合わせて203万8,265円を現金で出金し、同議員に手渡し。</p> <p>その後、203万8,265円は使用されず、令和4年3月31日に同議員から現金で同額が返金。</p>
事象4	会派内個人使用分の政務活動費の出金	<p>1年間に会派所属議員が使用できるお金250万円（25万円×10人分）を別で管理するとして、光本圭佑議員からの指示に基づき、令和4年4月20日に会派等雇用職員が同額を現金で出金し、同議員に手渡し。</p> <p>同年6月6日に安浪順一議員（当時、日本維新の会団長）から250万円が現金で返金。</p>

4 事象の概要（事象5・6）

事 象		概 要
事象5	図書購入	令和4年4月20日に、光本圭佑議員からの指示に基づき、事象4の250万円とは別に、会派等雇用職員が6万円を現金で出金し、同議員に手渡し。同年6月9日に同議員から6万円が現金で返金。
事象6	印刷会社の見積書に基づく会派広報紙の委託契約	令和4年5月31日に、光本圭佑議員が会派広報紙の印刷費用として大手印刷会社の見積書を会派等雇用職員に提示し、同職員から見積もり額である81万4,400円を受領。 その後、同年6月7日に、同議員からの依頼に基づき、会派等雇用職員が同議員のロッカーから現金81万4,400円を引き取り、同年6月9日に会派所属議員が口座に返金。

5 検討結果（主なもの）

(1) 研修及び引継ぎ

課題・問題点

政務活動費の運用についての認識が希薄



対応策

- ①全議員及び会派等雇用職員に対する改選時の研修会の実施
- ②会派等の役員改選時（7月頃）の支出決定者及び経理責任者に対する研修会の実施
- ③制度・運用の変更時の支出決定者による会派等所属議員への伝達研修の実施

5 検討結果（主なもの）

(2) チェック（内部統制）体制

課題・問題点

- 会派での情報共有がない。
- 会派内でのチェック機能の欠如



対応策

- ①支出決定者及び経理責任者による月1回以上の支出書、通帳、手元現金及び現金出納簿の突合
- ②支出書及び通帳コピーを毎月15日までに事務局へ提出し、チェックを受ける。
- ③政務活動費の執行に関する、会派等内での内部統制手順書の作成、共有
- ④議長等への提出資料の氏名の自署

5 検討結果（主なもの）

(3) 債権者への支払い

課題・問題点

- 前払いは債務不履行などによる資金回収不能のリスク
- 現金でのやり取りは不自然な金銭の流れを生みやすい。



対応策

- ①前払いは会派等がやむを得ないと判断した場合のみ可能に変更
※前払いを行い債務不履行等に陥った場合は速やかに議長に報告書を提出し、直ちに会派等が補てん
- ②会派所属議員への支払い及び会派等職員雇用経費を除き、30,001円以上の支払方法は口座引落とし又は口座振込に限定。
※納付書払いしか選択肢がない場合は認めるが、口座から出金した日と同日付で支払い

5 検討結果（主なもの）

(4) 購入品と納入品の突合

課題・問題点

私的使用のための購入など不正の防止



対応策

- ①会派等における複数人による納品書・見積書・発注書と納品物の突合、納品書への確認した者のサインと日付の記入
- ②全ての購入物品を対象にした議長による抜き打ちの現物確認の実施

5 検討結果（主なもの）

(5) 店舗等のポイントの取扱い

課題・問題点

取得したポイントの透明性の確保



対応策

ポイントが付与された場合、ポイント数がわかる書類（レシート、利用明細書等）及び換算率のわかる資料（利用規約、ホームページのコピー等）を添付。支出金額からポイント分を差し引いた額を政務活動費の額として計算

※付与されたポイント数がわかる書類及び換算率のわかる資料が添付できない場合は、購入金額の20%を付与ポイントとみなし、1ポイント1円で換算

5 検討結果（その他）

対応策

- ①預金通帳は政務活動費専用の紙通帳による1口座のみ
- ②政務活動費を充てて視察・研修参加・講師を招へいしての研修会を開催した場合は、速やか（おおむね1か月以内）に報告書を議長に提出。（現在は管外旅費が発生した場合のみが対象）
- ③市議会ホームページの議員名簿に「政務活動費上の役職」の記載

参考 本件に係る尼崎市議会等の動き

- 会派代表者会において日本維新の会における政務活動費の出納管理について協議（令和4年6月14日）
- 議会事務局長が光本圭佑議員を告発（令和4年8月5日）⇒その後、警察による書類送検（令和5年10月12日）、検察による起訴（令和5年12月6日）が行われた。
- 市民からの調査請求を受け、議長において設置された政治倫理審査会において、光本圭佑議員に対し、議員辞職勧告決議をするのが妥当との審査結果（令和5年11月10日）
- 尼崎市議会において光本圭佑議員に対し、全会一致で3度の辞職勧告決議（令和4年6月28日、令和5年6月30日、令和5年11月29日）